平成２０年（再ロ）第１２２号

大阪府東大阪市友井２丁目34番52号

再生債務者　谷　　恵造

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年７月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年７月17日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第９号

仙台市太白区八木山東２丁目７番29号

再生債務者　小野　茂樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年７月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年７月16日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第２号

埼玉県草加市八幡町742番地14

再生債務者　栗原　栄一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年７月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年７月21日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２１年（再ロ）第２号

石川県石川郡野々市町御経塚３丁目83番地

再生債務者　藤井　洋子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年７月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年７月17日　　金沢地方裁判所

平成２１年（再ロ）第７号

名古屋市瑞穂区姫宮町２丁目９番地　タウニー新瑞Ａ―101号

再生債務者　鈴木　健司

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年７月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年７月17日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（再ロ）第７号

愛知県知立市新林町東新切51番地９

再生債務者　天谷　隆直

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年７月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年７月21日

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２１年（再ロ）第４号

滋賀県野洲市辻町325番地

再生債務者　谷　　正則

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年７月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年７月21日

大津地方裁判所民事部再生係

平成２０年（再ロ）第９号

静岡市清水区小河内2764番地の24

再生債務者　宮城　克充

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年７月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年７月21日

静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（再ロ）第３０号

大阪府枚方市東中振１丁目13番25号

再生債務者　河野　栄治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年７月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年７月21日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第３３号

大阪市福島区玉川３丁目11番３号

再生債務者　大久保　勇

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年７月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年７月21日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第２号

茨城県龍ケ崎市城ノ内１丁目19番地３

再生債務者　藤原　靖史

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年７月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年７月22日

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２１年（再ロ）第５号

大阪府岸和田市港緑町５番３―205号

再生債務者　深川　健一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成21年７月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年７月22日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

会社公告

会社公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十一年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十一年七月二十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。ただし、同紙記載中、(甲)については、平成二十一年三月三十日本店を左記のとおり変更し、(乙)については、平成二十一年三月八日本店を左記のとおり変更し、平成二十一年四月一日商号を株式会社国際規格研究所に変更いたします。

(甲)掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十年十二月二十六日

掲載頁　二二〇頁（号外第二八六号）

(乙)掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年二月十九日

掲載頁　一二五頁（号外第三十一号）

平成二十一年七月三十日

東京都品川区西五反田二丁目一二番一九号

(甲)株式会社品質保証総合研究所

代表取締役　水野　一彦

東京都品川区西五反田二丁目一二番一九号

(乙)株式会社国際規格研究所

代表取締役　脇屋　勉

会社公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙　千葉日報

掲載の日付　平成二十一年七月三十日

掲載頁　十九頁

(乙)掲載紙　千葉日報

掲載の日付　平成二十一年七月三十日

掲載頁　十九頁

平成二十一年七月三十日

東京都千代田区神田岩本町一番地

(甲)富士工機株式会社

代表取締役　鈴木　眞臣

千葉県市原市五井金杉一丁目二八番地

(乙)株式会社シーテック

代表取締役　鈴木　眞臣

会社公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することに致しましたので公告します。

効力発生日は平成二十一年九月一日であり、甲及び乙の株主総会決議は平成二十一年八月十七日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年七月一日

掲載頁　一四五頁（号外第一三九号）

(乙)掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年七月一日

掲載頁　一四二頁（号外第一三九号）

平成二十一年七月三十日

東京都板橋区前野町三番三号

(甲)株式会社スズデン販売

代表取締役　鈴木　昇

埼玉県越谷市大字恩間九四番地四

(乙)株式会社アイ・エヌ・エス

代表取締役　鈴木　昇